

請に絶り左記の條を即時執行せしむ事を伏願する次第であります

兼 願 事 項

第一退職手当増額の件

イ、會社の都合に依り解雇者又は年齢満期退職者に對し

1、一年以上十年迄は一年に對し日給三十日分

2、十年以上は一年に對し日給三十日分

ロ、病氣の爲出勤不能又は又は快復の見込なく辭職の場合又は

傷病死の場合と雖も解雇手当と同額に支給せられ度し

ハ、依願解雇の場合

1、一年以上五ヶ年以内は一ヶ年に對し 日給七日分

2、五年以上十年以内は一年に對し十二日分

3、十年以上は一年に對し日給二十日分

第二昇給の件

定期昇給制度確立

右即時執行の事

第三賞與増額の件

イ、中元賞與は日給の十五日分

ロ、年末賞與は日給の二十日分

第四年齢満期改正の件

年齢満期を五十五歳に繰下げる事

但し希望者は五十歳にても年齢満期と同様に取扱れ度

第五待遇改善の件

但し工作電氣従業員を現機（製機、製機）と同様に取扱ふ事

原動機を預る電氣部又諸種の修理を掌る工作部は共に其任務

他に劣る事なく現機作業に支障なく充實なる生産を確保させ

る上に將又明日の生産作業に寸秒の遅延無く遂行させる上に

重大なる使命を果しつつ、常に細心の注意と最大の緊張の元に